

第十二回 参議院地方行政委員会會議録第十三号

昭和二十六年十一月二十一日(水曜日)
午前十一時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
理事 岩沢 忠恭君
中田 吉雄君
岩木 哲夫君
石村 幸作君
高橋進太郎君
安井 謙君
岡本 愛祐君
小笠原二三男君
相馬 助治君
石川 清一君

委員

政府委員

地方財政委員 野村 秀雄君
地方自治委員 小野 哲君
地方自治行政官 鈴木 俊一君
地方自治行政官 奥野 誠亮君
財政課長 奥野 誠亮君
事務局長 奥野 誠亮君

常任委員 福永興一郎君
常任委員 会専門員 武井 群嗣君
常任委員 会専門員 武井 群嗣君

本日の会議に付した事件

○地方行政の改革に関する調査の件
(警察運営並びに人権尊重に関して、要請を申入れに関する件)

○地方自治行政及び地方財政委員会の定員に関する件

○地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出・衆議院送付)

○地方財政平衡交付金の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(西郷吉之助君) 只今より委員会を開会いたします。

最初に今朝の理事会の御報告をいたします。昨日委員会にお諮りいたしました例の警察に対する申入書の案文を訂正いたしましたから、新しい案文をここで朗読いたします。

(専門員朗読)

申入書(案)

最近我が国の警察の運営について世上の問題となり種々論議をかもした事例が少なくない。これらの事例を通じてやまやますれば、警察側において基本的な人権を尊重することが十分でなく、威圧的態度が窺われ、或いは国家地方、自治体両警察間の連携緊密ならず、ために警察に対する国民の信頼と期待の念を損い、ひいては充足後日なお新しい警察制度の前途に一抹の不安を感じしめるに至つたやに見られることは遺憾であり、我が国民民主化の推進と国内治安確保の上において憂慮に堪えない。我々はこの際国家地方警察と言わず自治体警察と言わずひとしく自衛自衛以て警察運営の万全を期し、今後全警察一丸となつて民主警察の健全なる発展のためにまず「努力されることを期待する。

する。

○委員長(西郷吉之助君) 只今朝読いたしました通りであります。この程度でよくはないかと思ひますが御意見を伺ひます。

○相馬助治君 この申入書の処理の方法をお聞きしたいとわからないのですが、この申入書は単独で、これだけでこの各宛名のところに出す予定なので

○委員長(西郷吉之助君) お答えいたします。その点につきましては、この案文を御決定相成つた上におきまして、委員長において先般お話の通りここに書いてございまして大橋閣下大臣を初め、辻、小畑両公安委員長並びに藤田、田中両国家地方並びに自治体警察の人に来てもらひまして、案文を示し口頭を以て要請したいと思ひます。

○相馬助治君 恐らくここに書いてある五人の人たちは、この委員長の申入書を受けて、これを何らかの形で下部に指示するだろうと思ひますが、その場合突如としてこういふ申入書を見て、参議院の地方行政委員会が何の必要があつて、こういうことはもう十分考へてあることとして、私は、何の必要があつて、又緊急にどうしてこういふものが出たのであろうかというところを、案外新聞等を見ているようでも見ていない向も多いので、下部では奇異の感に打たれるのではないかと思ひますが、具体的に申せば最初の案です。この八幡浜の事件を我々は取扱つてみて、結論するところこういふ

うに考えたという、この八幡浜事件を取扱つたというのを何らかの形で表現する予定ですか、それには全然触れずに一般原則論としての申入書にとどめるおつもりですか。

○委員長(西郷吉之助君) お答えいたします。先般の八幡浜事件に關しましては、ここに朗読してある人々に出席を求めて意見等も徴してございまして、改めてこの申入書をする際には口頭においてはこういふ具体的な問題、八幡浜の具体的な問題も話しますが、昨日の小笠原委員の御発言もございまして、こういうふうな申入書の結果、具体的に或いは事件の關係者の退陣をしなければならぬというふうなことがあつてはならぬ。そういうふうなことでございまして、申入書の文面には具体的な事件の名前は書かないで、口頭の場合にはそういう点の委員会としての気持をよく話しておきたいと思ひます。

○相馬助治君 それで了解いたしました。ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(西郷吉之助君) 速記をとめて……

(速記中止)

○委員長(西郷吉之助君) 速記を始めましては、只今相馬君からの御意見がありましたが、以上の通り取計うことに御異議ございせんか。

○委員長(西郷吉之助君) では御異議ないものと認めます。今皆さんがたにお諮りいたしました通りこの申入書に

基きまして関係官を呼びまして、十分にその意向を伝えたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 次に昨日地方税法並びに地方財政平衡交付金法の第一部改正法案について政府の提案理由の説明を聞いたわけでありましたが、本日はその具体的な問題について更に質疑を続行いたしますか、如何いたしますか、その点をお諮りいたします。

○相馬助治君 その質疑を続行することに賛成ですが、その前にですね、私は緊急質問がございまして、取上げ頂きたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 相馬君。○相馬助治君 この際地方自治庁においておきたいのですが、伝えられるところによると、行政簡素化本部において天引定員減という案を作り、それが閣議決定の線です。承されたやに聞いておるのでございまして、御案内のようにこの地方財政が非常に逼迫して、平衡交付金等をめぐつて政府内部においても或いは国会においても議論がいろいろ繰繰してあります。その際我々が感じますことは、大蔵省に比較いたしまして地方自治行政は地方財政委員会というものが職員構成の脆弱と申しますか、人員の不足と申しますか、ために資料その他において十分力を欠けているのではないかと、これを我々は常日頃憂えております。それを反映して、地方財政委員会は本年度においても中途において定員の増を

やつてゐるというような次第であつて、この際地方自治庁並びに地財委関係についてどういふ定員減が行われんとしてゐるのか、それらについて現在明らかなる点について我々に一つお示しを願ひたいと存じます。

○政府委員(小野哲也) 私からお答えをいたしたいと思ひます。只今相馬さんから地方財政の運営に当りまして、今日の段階において地方自治庁及び地方財政委員会に關しまして御配慮を頂いておられます点につきましては誠に有難く思つておられます。政府におきましては御承知のように行政簡素化の方針をきめまして、目下これに基いて定員法の一部改正法案を提案して国会におつて御審議を願つてゐるわけでございます。地方自治庁といたしましては、政府機関といたしまして政府の方針に則つてその具體的な実施に當らなければならぬわけでございますが、定員法の改正法案が国会に提案され審議されております今日におきましては、最後的には国会の御決定に待たなければならぬと、かように思つてゐる次第でございます。なお只今御質問の内容につきましては、現状等について鈴木次長から説明をいたしますのでお聞き取りを願ひたいと思ひます。

○中田吉雄君 関連してゐるんですが、鈴木さんの御答弁の前に併せてお聞きしたいのですが、自治庁の機構と人員等についても一つ併せてお願ひしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方自治庁の關係の組織並びに定員の配置の状況を申し上げます。

地方自治庁は長官、政務次官、次長

の下に四課ございまして、連絡課、行政課、財政課、公務員課、こういう恰好になつております。連絡課の仕事は、政府と地方団体との間の一般的な連絡ということですが、そのほか地方の例えば養護條例によりするいろいろな養護でございするとか、或いは緊急の救済救護といったような地方の各種の養護、救済救護等に關する關係の事務を整理いたしまして、これを内閣のほうに伝達するといふ關係の仕事をしてゐます。それから又地方団体に勤務いたしたる國家公務員等で恩給の裁定をいたしたる者等につきまして、これも又地方自治庁におきましてそういう者を連絡課におきましてその処理をいたしてございす。その他要するに從來の内務省におきまして人事、會計、文書等で処理をいたしてゐました仕事で、それらの獨立機關、例えば國家地方警察本部でございすとか、建設省でありますとか、それ、獨立いたしました役所が持つて行きました仕事の残りの職務に當るものをこの連絡課においては引受けておまして、なか／＼目に見えないいろいろの細かい仕事が多いのでございす。それから行政課であります。行政課は地方自治法なりの運用を中心としたしまして各種の地方制度の実施の責任に當つておりますと共に又その調査研究をいたしておるわけでありす。それから財政課のほうは地方財政制度全般について調査、研究、立案、こういうことをいたしておるわけでありす。その基本的資料は地方財政委員会から頂戴してやる、又人員も地方財政委員会と表裏一体の關係でありまして、財政課長は地

方財政委員会の財務課長を兼ねるといふ形になつておりますし、事務官はすべて財政委員会の事務官が兼務しておる、こういう恰好であります。それから公務員法その他地方公務員の制度の企画、立案等に當るわけでありす。

大体そういうやうなことでありまして、全体の定員といたしましては五十七人ございまして、欠員が二名ございすので、現在五十五名であります。今回整理になります予定の職員は五名であります。事務の分量和職員配置といふことに關しましては、政府としては行政管理局におきまして一応の調整をとり、それに基づいて全体のバランスをとりまして上で定員五十七人の約束を減、こういうことで閣議で方針をきめましておまして、事務當局といたしましてはその方針に従つて事務処理の方法その他をできるだけ工夫をいたしまして処置をいたして行くように努力してゐる次第であります。

事務的の仕事をする者或いは自動車の運転、給仕、小使のやうな仕事をする者等があるものであります。そして調査課に二十五名おりますが、うち欠員二人おりますから、現在においては二十三名であります。この調査課といふのは、地方の実情をよく調査いたしまして、そういういいことはいい、悪いことは悪いといつて助言も又指導もする、その材料を収集することに當つておるのであります。そして財務部には財務課と監理課との二つの課がありまして、財務課には二十九名、うち一名欠員でありまして、実員は二十八名であります。この財務課においては交付金の配分或いは地方財政計画の樹立等の事務に執掌いたしておるのであります。監理課は十五名でありまして、地方債の配分、競馬、競輪、宝くじ等の許可に關するいろいろの事項を取扱つておるのであります。税務部は府県税課、市町村税課の二つがありまして、府県税課は二十名、市町村税課は二十九名でありまして、これは名の示す通り府県税課においては府県税に關すること、市町村税課においては市町村税に關することを扱つておるのであります。府県税課には欠員一名ありまして、市町村税課には欠員四名ありまして、合計四十一名であります。これに對して今度の人員整理によつて一割の減小、つまり十四名減らすといふことに相成つておることを聞いておるのであります。財政委員会の事務は非常に多端でありまして、各部課とも眞に昼夜兼行で仕事に忙殺いたしております。これがためにどの部課かには必らず病人が数名あるやうな状態

でありまして、事務の運行の上に多大なる障害を來たしてゐることを私も遺憾に思ひますと同時に、この事務に當つておる職員に對してお氣の毒に感じておるやうな次第であります。申し忘れましたが、このほか財政委員会委員として五名の委員がおるのであります。今申したのはこの財政委員会の事務局の内容の説明でありましたこと、御了承願ひたいと思ひます。なお詳細のことは総務課長が参つておりますから、総務課長から御説明申上げたいと思ひます。

○相馬助治君 地方行政委員会としては地方自治庁、それから地方財政委員会が如何に今の少い人員で多大な面も重要な仕事をやつておるかといふことを各委員とも了解しております。御案内のように参議院でこの定員法について、今度のこの行政整理の各試案といふものを各党も作つておるといふのが今の段階です。従つて私たちとしては、できるだけこの行政委員会の最終的な結論をまとめて然るべく措置したい、仮にそれができないまでも、各党として試案を作成する場合に、与党の自由党は別といたしまして、その他は十分皆様がたの御意見を参考にしてこれを織込みたい、こういう念願を持つて私個人として聞いておるのではなくて、各委員を代表してお尋ねしておるわけなんです。そこで只今のお話を念のためにお聞きしておきたいことは、鈴木次長にお聞きしておきたい点は、閣議決定で五名の減員といふことに相成りますれば、止むを得ないからその範囲内で何とかやるように考慮して行きたいという御意見でございますが、次長の立場からいたし

ますれば、一割の天引減員というものは国家財政その他を見合つて止むを得ないという立場をとられるのか、是認されるのか、この点だけを伺つておきたいと思ふのです。なお地方財政委員長の結論は、今頃から十四人引かれて極めて迷惑する、こういうふうな御意見と承知しておりますので、その私の了承が誤りでなかつたら別段なおこの答弁はもう頂かなくても結構です。鈴木次長に一つお尋ねいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方自治庁といたしましては、職員は、現在の定員が定まりましておきましては、現在の事務量と見合つて五十七名という定員が定められておるわけであり、自治庁におきましては病気のために長期欠勤をいたしておきまされる者が三名おられますし、そういうようなことが更に加つて来ておきまされるので、結局におきましては現員が非常に過重な負担をいたしておるわけでございますが、併し国全体の方針といたしまして、一定の基準によりまして至政府機関に亘つて行政の整理を行う。それは行政の能率化、事務処理の合理化というふうなことを前提といたしておるというところでございまして、私どもといたしましては、できるだけその趣旨に副いまして更に行政の能率化事務処理の合理化を図りまして、若しも定員が五十二名というふうに五名減というふうにきまりましたならば、それでやつて行くように努力して行きたい、かように考えております。

○委員長(西郷吉之助君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(西郷吉之助君) 速記を開始

して……。

それでは次の議題に入りたいと思ひます。昨日地方税法一部改正法案並びに平衡交付金法の一部改正法案の提案理由の説明を聞いておりますが、本日はそれに關連して總括的な質問をお願いいたします。……それでは委員長よりお尋ねいたしますが、附加価値税の事務的な点についての内容が入つておりますが、附加価値税そのものをどういうふうに取り扱ひ、最終的な政府の基本的な考えを伺つておきたい。

○政府委員(小野哲君) 今回の地方税法の一部改正法案におきましては、昨日ちよつと御説明いたしましたように手続きの点につきまして所要の改正をいたしたい、かように考えております。附加価値税そのものをどうするかという御質問でございますが、御承知のごとく地方税法を改正いたしました際に、国会におきましては附加価値税に對しては相當御論議があつたわけでありまして、又關係各業界方面におきましてもいろいろと意見があつたことは御承知の通りであります。なお又我が国の經濟事情等を考えまして、その後の情勢の推移にも応じて附加価値税の問題は考へて行かなければならぬものではないか、附加価値税そのものがまだ各国におきましても十分に実施をされておるといふふうな実情にもなつておらない新しい税でありますのと、附加価値税そのものを把握して行くというところにつきましては手続上の問題等もございまして、又附加価値税そのものに對しまして賛否論が戦々然としておるといふような実情に鑑みまして、政府はこの問題につきましても慎重に取扱つて参りたい。さうな考へ

でこの附加価値税をどうするかといふことの最終的決定はなお暫く時日を頂きまして、十分に検討の上で態度をきめたい、かような考へを持つておりますがために今回の改正法案におきましてはその間の混乱をできるだけ防止する、こういう見地から青色申告の期限を延期するとか或いは仮算法で申請する場合の期限を延期するとかといふふうな方法によつて、或るべく混乱を生じないようにいたしまして、その間の時間を十分に活用して、政府としては最後の意見をきめて参りたい、かような心組を持つておるような次第であります。

○中田吉雄君 昨日の岡野國務大臣の説明によりますと、二回に亘るシヤウブの勧告に基いて大改革をやつたが、最近における經濟事情の変化に伴つて相當大幅の修正を要する、こういうふうに申されておるわけでありまして、我々から見ると經濟情勢は昨年改革したときと大して變りはない。むしろシヤウブ勧告が日本の實態について十分な認識を持たないものが消化されずに、拘子定規に適用したところにより大きな誤りがあるもので、すでにあのような地方税の改正をやつたならば、一年を出ずして大改正をやらねば時代に即応できないといふことは予見されていたのであつて、むしろ我々としては經濟情勢、社會經濟の狀態の變化というより、シヤウブ勧告が拘子定規に適用されたところを一年を出ずして……シヤウブの勧告ではできるだけ税制は改正しないように、一度改正したら長期に亘つて住民が親しめるようにという趣旨で改正するのだといふようなことを謳われておるが、むしろ逆であつ

て、社會經濟情勢の變化よりも實態に即しない大きな大改正を強制的にやらされたといふところにあると思ふのですが、岡野大臣の説明には社會經濟事情の變化に伴つていふふうにあるのですが、昨年と今頃とどういふ点で變つておるかに御認識でありまして、私はむしろ拘子定規に、うまく消化されずに適用されたところに原因があるのだ、經濟情勢は昨年とさして變りはないといふふうに見るのですが、この点について御所見を承わりたい。

○政府委員(小野哲君) 中田さんが御指摘になりましたように地方税法の全面的改正がシヤウブ税制報告書に基いた勧告によつて行われたといふことは私も別に否定はいたさないものであります。なお又シヤウブ税制報告書の内容が極めて理論的であり又合理的であるといふことも、私は決して否定はいたしません。要は税制が合理的に且つ理論的にこれを打建て実施いたしました場合において、その実績がどういふふうに見えて来るかといふことは、これは又實際問題として私ども日常十分に關心を持ち、その検討をいたして行かなければならぬ問題だらうと思ひます。従つて一概に拘子定規であるからといふことで以て割切つてしまふといふことは、私どもといたしましては必ずしも御同様の意を表するわけには参らないと思ふのであります。同時に昨日岡野大臣から經濟事情の變化といふことを説明の内容として申上げておられますが、當時の實情と今日の實情、なお又將來どういふふうな我が國の經濟が推移して参るかといふことは、今のところ確言いたすといふことは困難であらうと存じますし、

少くとも今回提案いたしております地方税法の一部改正法案の内容と照し合せて考へて見ますといふと、例えば法人企業について申しましても相當經濟的にも變つて来ておる。言い換れば金融事情の變化といふことは、これは否めない事實であらうと思ふのであります。従ひまして納税者の立場における法人企業者のあり方といふものを考えますと、法人税並びに地方税等におきましては、法人事業税及び法人税の間に調整を圖つて行くといふことが法人企業者、即ち納税者たる立場を十分配慮して行くといふことが必要となつておるのであります。この点につきましましては今回の地方税法の一部改正法案が具體的な經濟、特に金融事情に照らしましてこの間の調整を圖つて行きたいという意圖が現れておるものと私は思ふのであります。なお平和條約発効後における我が國の經濟事情の將來につきましましては、相當いろいろと今後において變化が起つて来るだらうといふことは推測にかたくなないのであります。従つてシヤウブ税制報告書によりまして地方税法の全面的改正をいたしました當時となお將來を考へて見ました場合において、これに對してどういふふうな対処して行くか、言い換へれば地方税制を如何なる程度において改正すべきであるかといふことは、なお十分に研究いたさなければならぬと思ひますが、必ずしも拘子定規の法律改正だつたとは私は考へておりませんと同時に、經濟事情の点を考へながら税制につきましても逐次改正を行なつて行くといふことが常識的に考へましても妥當ではないか、かよう

な考えを持っております。

○中田吉雄君 金融情勢のことを申されましが、インフレーションが進むから最近金融引締めをやつて、法人が相当弱り切つておるといふことはわかるのですが、その程度のこととはもうドツジ政策がとられても、ともすればその間におきながらインフレーションが昂進しうやうなことは、ここに謳われたような税制を改正する、社会経済事情の変化とは私は言われたいと思ひます。その点は見解の相異です、から打ち切つて、これによりましますと、差当つて最小限度の改正を行つていふに謳われていて、次期国会には相当大きな改正がなされるのではなかつたかといふ片鱗が窺われ、又政府筋からも地方税の大規模の改正が伝えられてゐるのですが、シャウプの勧告に基く大きな改正は、この附加税制度をなくしたとして、それらの財源を都道府県と市町村に与えたといふところにあると思ふのですが、あつていふ体系を要するやうな大規模の改正を考へられてゐるわけですか。先ず最初にお尋ねしたいことは、衆議院に地方税の大改正をやらせるかどうかという問題と、更に改正されるかどうかという問題と、あつていふ附加税制度を廃止したとして、すつき割り切つた体系を整へたわけでありまが、あつていふ問題にもメスを触れられる用意があるのですか。その辺お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) お答えをいたします。地方税制の改正につきましては、現行地方税法が施行された以後における実績等に鑑みて是正すべき点は是正して参りたい。かような考えを常

日頃持つておるわけでありまが、ただ問題はシャウプ税制報告書に勧告されて改正を行つべきであるかどうかというところにつきましては、なお相当研究をしなければならぬ問題が私にはあると思ひます。同時に単に現行地方税法を改正するにとどめてよいかどうか、むしろ地方財政全般等から考えまして、地方税法のあり方というものについて、検討を加えて来ることも私は重要な問題であらうと、かように考えるわけでありまが、従つて政府は未だ確定的な成案を得ておりません。如何なる程度に地方税法を改正することが妥当であるかといふことは、なお結論を得ずには時日を要するものと考へております。従つて地方財政全般の立場から現行地方税法を見ると同時に、国税と地方税との関係において調整すべき点があるか否かも検討しなければならぬと思ひます。地方税そのものがだんだんとその税種から考へまして、弾力性が乏しくなつておる現状、言い換へれば地方公共団体の一般財源が固定しつゝある。更にもう少し端的に申しますと、枯渇しつゝある現状を考へますと、何らかの弾力性のある、且つ又弾力性のある財源を地方公共団体に与へるということを十分に念頭に置かなければならぬ。かような考え方も持つておりますので、種々なる観点及び各方面から出ております意見等を斟酌しまして、政府としてはできるだけ結論を得まして、若し可能ならば次の通常国会に何らかの改正法律案を提案いたしたい。かような心組を持つておる次第であります。

○中田吉雄君 今朝ですか、昨日ですかの毎日か読売だつたと思ふのですが、地方税の改正の試案が出て、これが通常国会に諮られるであらうといふようなことが出ておつたのですが、あれはどうなんですか。

○政府委員(小野哲君) 新聞の報道でございまして、私も責任があるお答えをいたしたものであります。何か推測したいし、又情報を集めまして新聞社としては記事といたしたものであらうと考へております。併しなから政府としてはまだ如何なる内容の改正を行つたといふことについては決定はいたしておりません。

○中田吉雄君 そういふ工合でしたらよく御趣意はわかるのですが、この補正予算でもはつきりいたしておるやうに恐らく二十七年予算におきましては講和に伴つての経費が二千億から二千数百億要すると思つておるわけでありまが、その際に我々は、最も弱い一環である地方財政のほうへ皺寄せされてしまつておることは明らかであります。そうして私は今朝出されておるやうな改正試案におきましては、財政、特に府県財政のこの弾力性のないものを十分補強いたしまして、自治体としての地方財政を防衛するといふことは殆んど不可能であるといふやうに考へるわけでありまが、政府とされまして、折衝がなされておるやうに承つておるのですが、当局で要求されておる平衡交付金の来年度の額は大体どれくらいなんですか。

○政府委員(小野哲君) 二十七年に於ける地方財政につきましては只今検討を加えておりますが、大体事務局においてこの程度は必要ではないかと

思つております数字は一兆千三百億程度と考へております。

○中田吉雄君 それでは具体的な問題に入りまして、今回改正法案の第一点であります市町村民税の法人割及び法人の事業割の支払納余限度を二カ月を三カ月に延ばされた点であります。今回の補正予算におきましては政府は国税におきまして千五百六十八億ですが、自然増収を認めまして、相当特需景気に潤つておつたやうな形で補正予算の財源措置がなされておるのです。が、そういうふうな状態であるにもかかわらず、なお法人だけにそういう特権的な立場をお与へになるか、市町村税におきまして法人の負担が軽いといふことは十分に明らかでございませうが、それにもかからなう法人に對してこゝろいふ優遇措置を講ぜられたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 今回新しく制定をして頂きたいと思ひます徴収猶余の制度は、昨日も申し上げましたやうに徴収猶余の期間は現行法でありまして一年といふことになつておるわけでありまが、税額の全部又一部についてこれを進行、併しその条件は非常に限定されておるわけでありまして、列挙されたこの事由に該当しない限りはやれないわけでありまが。今回の期間延ばしは三カ月といふことでありまして、適用されておるものは法人の事業税と法人税割、この二つだけでありまが。そういう点で進んでおるのであります。が、これは実質的に申しますと、結局納期を四回にするといふことでありまが。法人につきましては国税の法人税と事業税を市町村民税の中の法人税

割、この三つがいずれも事業年度終了後二カ月以内に申告をしなければならぬといふことになつております。一時に年二回に分けてはかつて来る。一方先ほど来いふ御審議のありまして、たうに金融の状態が非常に窮乏になつて来ておるやうな、法人税割といふやうなものが一五%もかつて来るといふやうなことで、なか／＼法人企業といひまして資金のやり繰りに困つておるわけがございまして、このことは却つて徴収のほうに不円滑になりまが、納期を延ばすやうな形にいたしまして徴収猶余の制度をとる、併しながら、地方団体といひましては実質的には何ら支障がない、而も円滑に法人からは税金が収まる、こゝろいふところを狙つておるわけでありまが。

○中田吉雄君 納期を回数多くして地方財政にはむしろ影響はないではないかと言われているのですが、昨年度の昭和二十五年年度の税の徴収状態を見ましても相当二割五分から三割ぐらゐは繰越してゐるのですが、そういうやうに繰越することによつて滞納の繰越ができて地方財政に支障を来たすといふやうなことはならないのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 個人の関係におきましては所得税も相当軽減をされて参りました。然るに法人税は御承知のごとく増収されることになつております。又事業税等は個人は納期が實際四回に分れておるやうなから、そういうやうなものと調子を合はせるといふやうなむしろ恰好になつておりますし、又実情から申しまして法人

いうふうな傾向を示しておるようであります。併しながら現実坪当りの価格というふうなことから考えて参りますと、もとより町村の価格よりも都市の価格のほうが内容がよいだけに高く評価されておるわけであります。ただ賃貸価格を基礎にしてその倍数だけから取つて参りますと、田舎に行きますと価格が賃貸価格の二千倍、三千倍というふうな倍率になつておる所がざらにあるようであります。従いまして本年度におきましては便宜税額につきまして軽減の措置を講ずるといふふうなことにいたしておりますし、来年度におきましてはむしろ固定資産税の税率を

或る程度引下げたほうがよいのでなければならぬかといふようなことで、現在時価がどういふふうになつてしまふかといふことと睨み合せながら軽減税率をどうしようとなつて持つて行くかといふことを事務当局において検討しておる最中であります。

○安井謙君　只今の評価ですが、實際田舎に行きますと二千倍、三千倍といふものが相当あるのですが、一つは家屋不足を補うために止むを得ず意識的に上げなければならぬといふようなやり方をやつておる場所が視察して見てあつたのでありますが、あの指令はどういうような指令を出されましたか、それについては……。

○政府委員(奥野誠亮君)　家屋につきましてはやはり再建価格を基礎にいたしましたので、そこに年数を経過しておりまして、或いは住宅にむしろ不適当に大きな家屋を擁しておりますようなものにつきますして一種の陳腐化といえますか、そういうようなところから

勘案いたしましたので、その額を引上げて行くというような方針をとつて参つて来ておるわけでありませう。ただ二千倍、三千倍になりました場合は、坪当り何坪の評価をしておるかということとを合せて御検討されました場合には、必ずしもそれが不当な評価になつていないところが多いのではないかと、私たちはそう見ておるのであります。

○安井謙君 今の評価を適正にさせるような措置を指示されておるといふことと、又評価した結果が二倍とか三倍或いはひどいのは四倍というのが出た場合には、二倍の限度で貸せというようないふ具体的な指示をされておつたように伺つたのですが、その点はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のように二倍を超えるところのないように指示をいたして参つて来ております。

○安井謙君 二倍を超える場合は二倍を限度にしろという趣旨ですね。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のように二倍を超えるような額になりました場合には、全体的にそれを限度にして引下げて参るよう指示をいたしております。

○委員長(西郷吉之助君) お諮りいたしますが、本日はこの程度にいたしまして、質疑の続行は明日の午前十時よりいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計います。

○中田吉雄君 明日は平衡交付金法の

一部改正も議題にされますか、お伺いいたします。

○委員長(西郷吉之助君) まあ内容が割合簡単であらうと思ひますから、両方議題にしてもいいのではないかとと思ひます。

○中田吉雄君 そうしますとお願ひするのですが、平衡交付金の計算についていろ／＼お尋ねして見たいと思ひますので、一つ計数を持つて出て、一つ問題になりそうな点を奥野さんよろしくお願ひいたします。

○委員長(西郷吉之助君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会